

かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する

条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であってかすみがうら市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者に係る固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」

という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税を免除をする。

(1) 製造業又は旅館業 500万円(資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。)

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円
(課税免除の期間)

第3条 前条の規定による課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなつた年度から起算して3か年度とする。

(課税免除の申請)

第4条 第2条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に課税免除の申請をしなければならない。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為によつて固定資産税の課税免除を受けた者については、その免除の全部又は一部を取り消すものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この条例の失効前に取得等をした設備に対する固定資産税の免除については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく地方税の減収補填措置

都道府県又は市町村が、過疎地域のうち市町村が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められている区域内において一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等並びに個人が行う畜産業及び水産業について、条例に基づいて課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収の75%を普通交付税で補填。

※適用要件： 過疎地域持続的発展市町村計画に「産業振興促進事項」を記載
 (記載事項: 区域、対象業種、当該区域における産業の現状及び課題、課題への対策及びそのために講じようとする事業 等)

製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等

過疎地域において、事業者の規模(資本金)ごとに定めている減価償却資産の取得価額の合計を超える設備を取得等した場合

事業者の規模 (資本金)	5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超	
対象	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設、製作、改修等に係る取得			
取得 価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等 販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		

条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	収入金額のうち当該設備に係るもの
不動産取得税	当該設備に係る家屋及び土地
固定資産税	当該設備に係る家屋、機械及び装置、土地

地方公共団体の減収分の75%を普通交付税で補填
 (最初に課税免除等を行った年度から3年間(※1))

※1: 不動産取得税は当該年度分。

畜産業・水産業(※2)

※2: 過疎地域内で個人が行う畜産業及び水産業に限る。

個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超~1/2以下の場合

条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	各年の所得金額
-----	---------

地方公共団体の減収分の75%を普通交付税で補填
 (最初に課税免除等を行った年度から5年間)